

各地方厚生局指導養成課
御中
四国厚生支局健康福祉課

厚生労働省健康局生活衛生課

東日本大震災の発生に伴う理容師養成施設及び美容師養成施設の
運営等に係る取扱いについて

東日本大震災の発生に伴い、「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う各養成施設等の対応について」（平成23年3月23日付け厚生労働省大臣官房地方課、医政局、健康局、医薬食品局食品安全部、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局事務連絡。以下「連名事務連絡」という。）により、被災した受験生及び学生等が入学、修学、資格取得等において不利益を被ることのないよう、特段の配慮をお願いしたところです。今般、震災の影響にかんがみ、理容師養成施設及び美容師養成施設の運営について、連名事務連絡の趣旨も踏まえて下記のとおり取扱うこととしましたので、貴局におかれましては、管内の養成施設に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 受験資格に係る取扱い

(1) 今般の震災の影響により、被災した地域の養成施設のみならず、計画停電等の影響にかんがみ、平成23年度の始業時期を予定より遅らせる場合が生じることが想定される。

今般の震災への対応により、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、各養成施設において必要な単位を履修して卒業した者については、今後、理容師、美容師の国家試験の受験資格が認められること。

(2) 被災した地域に関わりのある学生については、年度当初の休学等により、他の学生より修業が遅れることが想定される。

こうした場合であっても、各養成施設において必要な単位を履修して卒業した者については、今後、理容師、美容師の国家試験の受験資格が認められること。

(3) (1) 及び (2) の取扱いは、各養成施設における教育内容の縮減を認めるものではないことから、各養成施設にあっては、時間割の変更、補講授業、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をお願いしたいこと。

2. 養成施設の運営に係る取扱い

(1) 各養成施設は、震災の影響により、教員の不足や施設・設備の破損等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が生じることが想定される。

こうした養成施設においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や講義室、実験室及び実習室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。

(2) 各養成施設は、震災の影響により実習施設の変更が必要となることが想定される。

実習施設の変更を検討したにもかかわらず、なお校外実習施設の確保が困難である場合には、校外実習に係る時間の一部について、校外実習に代えて学内実習、理容所又は美容所での実務実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。

なお、理容所又は美容所での実務実習を実施する場合は、当該理容所又は美容所に従事する理容師又は美容師の適切な指導監督の下、行うよう留意すること。

財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課

東日本大震災の発生に伴う理容師及び美容師の免許申請等について

今般の東日本大震災の発生に伴い、理容師及び美容師の免許申請等について、被災状況を考慮いただき、下記の措置を講じていただくようお願いします。

記

1. 免許申請の添付書類に係る取扱いについて

岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災県」という。）を住所地とする者及び現在被災県に居住する者（一時的に被災県に滞在する者及び一時的に被災県以外の都道府県に移動した者を含む。）を対象として、免許申請に係る添付書類については、柔軟かつ弾力的な制度の運用を行うようお願いします。

2. 免許証を亡失、き損した者に対する免許証の再発行について

免許を受けた者が就職等の手続きに際して免許証を必要とすることにかんがみ、被災により免許証を亡失し、又はき損した者からの申請に対しては、速やかに免許証を再発行するようお願いします。

3. 理容師国家試験及び美容師国家試験の実施について

今般の震災の影響により、補講授業の実施等により修業が遅れることが想定されることから、平成23年秋に予定されている第24回理容師国家試験及び美容師国家試験の実施にあたっては、試験の実施時期等について特段の配慮をお願いします。

（添付資料）

「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う各養成施設等の対応について」（平成23年3月23日付け厚生労働省大臣官房地方課、医政局、健康局、医薬食品局食品安全部、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局事務連絡）

事 務 連 絡
平成23年4月22日

社団法人日本理容美容教育センター理事長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課

東日本大震災の発生に伴う理容師養成施設及び美容師養成施設の
運営等に係る取扱いについて

今般の東日本大震災の発生に伴い、理容師養成施設及び美容師養成施設の運営等に係る取扱いについて、別添1のとおり各地方厚生局あて、別添2のとおり財団法人理容師美容師試験研修センターあて事務連絡を発出しましたので、ご了知の上、関係者への周知をお願いします。

(添付資料)

「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う各養成施設等の対応について」(平成23年3月23日付け厚生労働省大臣官房地方課、医政局、健康局、医薬食品局食品安全部、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局事務連絡)